平成２１年（フ）第７２号
徳島県三好郡東みよし町加茂1356番地１　つつみアパート２号、前住所徳島県三好市井川町西井川319番地31　多田アパート２Ｆ１号
債務者　番中　　学
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７３号
徳島県三好郡東みよし町加茂1356番地１　つつみアパート２号、前住所徳島県三好市井川町西井川319番地31　多田アパート２Ｆ１号
債務者　番中　宏子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第９４２号
高知市鴨部1154番地１　リバーサイド舞高Ｃ棟101号室
債務者　川村　圭司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５０号
高知市介良乙3093番地10
債務者　村田　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５５号
高知市朝倉己254番地　市住15号
債務者　野瀬　教子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６０号
高知市一宮中町２丁目２番３号　上村ハイツＢ―102
債務者　松原　雅志
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６４号
高知市十津１丁目１番63号　コーポ幸310号
債務者　川村　　巖
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６８号
高知市介良乙2751番地３
債務者　八尋　政貴
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７０号
高知市役知町２番６号　吉川アパート303
債務者　田村　静香
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０３号
沖縄県浦添市字経塚242番地３　吉永アパート101号
債務者　下地　邦利
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字外間44番地７
債務者　野里　千里（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５１号
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村１番地５
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第７６号
岩手県釜石市野田町３丁目５番15号　野田ハイツ101、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口１丁目19番１号
債務者　鎌田　信子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居81番地５
債務者　鈴木　康雄
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2249番地３　久保塚アパート１号室
債務者　元井　邦男
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１５１号
群馬県みどり市大間々町大間々423番地３
債務者　新井　　守
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２６３号
三重県津市片田新町82番地８
債務者　紀平多津子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
津地方裁判所破産係